

国民健康保険税条例の 6月定例会 一部改正等12議案を可決

二本松市議会6月定例会は、6月2日から17日までの16日間を会期として開催されました。

本定例会での議案は、二本松市国民健康保険税条例の一部改正、市道路線の認定及び廃止、平成21年度一般会計補正予算など市長提出議案12件でした。

初日に、5月27日に東京で開催された全国市議会議長会第85回定期総会の席上、副議長として4年以上市政の振興に努めた功績により表彰を受けた加藤和信副議長と、市議会議員として10年以上市政の振興に努めた功績により表彰を受けた斎藤広二議員に、市川清純議長から表彰状の伝達がありました。

りました。

8日から11日までの一般質問では16名の議員が市政全般にわたり質問を行いました。11日から16日までは4常任委員会で付託された議案12件を慎重に審査しました。

17日本会議を再開して、各常任委員会に付託された案件について審査結果の報告があり、採決の結果、全議案原案のとおり可決されました。

また、人権擁護委員候補者として小幡美紀子さんの推薦について提出され、全会一致で推薦されました。

条 例

◎「二本松市税条例等の一部を改正する条例」

地方税法等の一部改正に伴う措置で、主な内容は、個人市民税の特別徴収のうち、公的年金等以外の所得に係る市民税については、公的年金等からの特別徴収を行わないこととすること並びに事業所得、配当所得等に係る個人市民税の課税の特例について、住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合の規定を整備する改正。

◎「二本松市税特別措置条例の一部を改正する条例」

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域において、工業等の用に供する施設を新設又は増設した場合の適用条件を満たす企業に係る固定資産税の課税免除の適用期限を1年間延長する改正。

◎「二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

国保財政運営は、依然として大変厳しい状況が続いているが、平成21年度の国保税率の算定にあたって、合併協定に基づき、応能・応益割合を医療分については55：45とし、住民負担の急激な変動に配慮して税率を市町村の合併の特例に関する法律の規定により、

引き続き不均一課税とするものです。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、国庫支出金等の負担ルールに基づき所要額を算定した結果、応能・応益割合を50：50として統一税率を改正するものです。

補正予算

◎「二本松市一般会計補正予算」

国県補助事業費割当額決定等による必要な措置を主として行うものであり、現計予算の総額に歳入歳出それぞれ350,787千円を追加し、予算総額を25,295,599千円とするものです。

◎「二本松市国民健康保険特別会計補正予算」

歳出において、医療費の所要額を過去の実績及び被保険者数の変動等を勘案して推計した結果を踏まえ、保険給付費は65,978千円の増額、後期高齢者支援金は6,391千円の増額、前期高齢者納付金は1,143千円の増額、老人保健拠出金は24,488千円の減額等各費目を精査の上、総額では129,681千円を増額補正するものです。

また、歳入においては、医療費等の負担ルールに基づき再算定を行ったものです。

現在の経済情勢や所得の動向から、可能な限り被保険者の負担増加を抑制するために、医療分については繰越金及び保険税平準化計

画資金を充当して必要税額を算出し、不均一税率としたもので、合併協定に基づき本年度が最終年度となるものです。

◎「二本松市老人保健特別会計補正予算」

平成20年度決算見込みを踏まえ費用負担の区分に応じた精算措置です。

◎「二本松市介護保険特別会計補正予算」

介護保険料の軽減に係るパンフレット作成等経費の補正です。

◎「二本松市安達簡易水道事業特別会計補正予算」・「二本松市岩代簡易水道事業特別会計補正予算」・「二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算」・「二本松市水道事業会計補正予算」

水道施設の保全等を図るため、水道台帳図電子化システム整備等に係る補正措置です。

そ の 他

◎市道路線の認定及び廃止

合併後の市道路線の統合作業と見直しが完了したことにより、市道路線の廃止及び認定を一括で行うものであり、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◎人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員 小幡美紀子（亀谷）さんが、平成21年9月30日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を適任者と認め推薦しました。

件名	会議結果	件名	会議結果
二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	平成21年度二本松市老人保健特別会計補正予算	原案可決
二本松市税特別措置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	平成21年度二本松市介護保険特別会計補正予算	原案可決
二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	平成21年度二本松市安達簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
市道路線の認定及び廃止について	原案可決	平成21年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
平成21年度二本松市一般会計補正予算	原案可決	平成21年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
平成21年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算	原案可決	平成21年度二本松市水道事業会計補正予算	原案可決

平成21年 第3回 5月臨時会

市職員等の期末・勤勉手当凍結などを可決

5月臨時会は5月29日開催されました。提出された議案は、二本松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例など6件で、慎重審議の結果、全議案原案のとおり承認、可決されました。

○専決処分の承認（平成20年度二本松市一般会計補正予算）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27,586,690千円となりました。

○専決処分の承認（二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について）

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

○専決処分の承認（二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）の施行に伴い、国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に引き上げることです。

○二本松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議会議員の期末手当について、その一部の支給を凍結するため、所要の改正を行うものです。

○二本松市常勤の特別職の給与の支給等に関する条例及び二本松市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

市長、副市長及び教育長の期末手当について、その一部の支給を凍結するため、所要の改正を行うものです。

○二本松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

福島県人事委員会臨時勧告（平成21年5月12日）に準じ、本市職員の期末手当及び勤勉手当について、その一部の支給を凍結するため、所要の改正を行うものです。

件名	会議結果
専決処分の承認を求めることについて(平成20年度二本松市一般会計補正予算)	原案承認
専決処分の承認を求めることについて(二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について)	原案承認
専決処分の承認を求めることについて(二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	原案承認
二本松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
二本松市常勤の特別職の給与の支給等に関する条例及び二本松市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
二本松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決